

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施をするので、次のとおりお知らせします。

令和5年7月28日

宇治市長　松村　淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

宇治市における地域課題の解決に向けて、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用したプロジェクトの企画立案を支援するとともに、当制度による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行うことで、寄附を獲得することを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 委託業務名

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 業務概要

別紙「宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託料の算定方法等

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金額の20%（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。参考見積書に受託料率を示すこと。

3 参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去3年間（令和2年4月から参加申込書提出日まで）に地方公共団体が発注した企業版ふるさと納税マッチング支援業務を元請として行い、完了した業務実績を有していること。

4 関係書類の配布

(1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(2) 配布期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月3日（木）まで

土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

（正午から午後1時までを除く。）

5 プロポーザルへの参加方法

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書、業務実績調書（資格審査用）等を宇治市長に提出しなければならない。

(1) 受付場所

本要領4（1）と同じ。

(2) 受付期間

本要領4（2）と同じ。

6 提案書提出者選定審査結果の通知

- (1) 審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和5年8月9日（水）にファックス等により連絡するので、本要領8により審査資料（提案書等）を宇治市長に提出すること。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨をファックス等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 業務等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

①受付場所

本要領4（1）と同じ。

②受付期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月10日（木）まで

土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

質疑は文書によるものとし質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和5年8月17日（木）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課または翌日以降宇治市入札・契約情報のホームページにて閲覧できる。

8 審査資料（提案書等）の提出

(1) 提出書類について

①企画提案書

・書式：自由（A4判、A3判の折り込み可）

・内容：次項9（1）について留意すること。

・ページ数：20ページ以内

②業務実績

・書式：様式1「法人の業務実績一覧表」で提出すること。

・内容：次項9（2）について留意すること。

③業務実施体制

・書式：様式2「配置予定業務責任者・担当責任者経歴書」及び様式3「業務実施体制調書」で提出すること。

・内容：次項9（3）について留意すること。

④参考見積書

・書式：自由（A4判）

・内容：次項9（4）について留意すること

(2) 審査資料（提案書等）の受付等

①受付場所

本要領4（1）と同じ。

②受付期間

令和5年8月21日（月）から令和5年8月25日（金）まで
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで
(正午から午後1時までを除く。)

③提出方法

郵送または持参とする。提案は1つまでとする。

④提出部数

8部とする。

9 資料作成にあたっての留意点

（1）企画提案書について

①「本業務の基本方針」について

- ・本業務を遂行するにあたり、制度の趣旨を踏まえ、業務に対する基本的な考え方を記載すること。

②「本業務のフロー・スケジュール」について

- ・契約締結日以降の寄附受入までの流れ、寄附見込企業へのアプローチ方法や宇治市とのマッチング方法などを具体的かつ詳細に記載すること。

③「本業務に係る企画提案」について

- ・仕様書を基に、宇治市にとって効果的かつ効率的な取組手法等を具体的にわかりやすく提案すること。
- ・宇治市における目標寄附額を記載すること。
- ・提案の趣旨や貴社のアピールポイントなど簡潔にわかりやすく記載すること。

（2）「業務実績」について

過去3年間（令和2年4月から参加申込書提出日まで）に地方公共団体が発注した企業版ふるさと納税マッチング支援業務を元請として行い、完了した実績について、企業と自治体のマッチングから寄附に至った件数と金額を記載すること。

（3）「業務実施体制」について

業務責任者及び担当責任者の過去3年間（令和2年4月から参加申込書提出日まで）に地方公共団体が発注した企業版ふるさと納税マッチング支援業務を行い、完了した実績を記載すること。

（4）「参考見積書」について

委託料は、寄附額に管理料（%、消費税及び地方消費税相当額含む）を乗じた金額とする。

仕様書に沿って、貴社の提案を実施する場合の委託料として、寄附額に対しての管理料（%、消費税及び地方消費税相当額含む）を記載すること。

（5）その他

「10 提案書を特定するための評価基準」に基づき評価するため、その観点、ポイントについて重点的に記載すること。

資料提出後の追加、修正は認めない。

提出された資料は返還しない。

10 提案書を特定するための評価基準

別紙「企業版ふるさと納税業務委託 採点表」のとおりとする。

11 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類の審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は契約対象者として選定しない。
- (3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。
- (4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (5) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

12 業務委託契約の締結

宇治市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、契約対象者とする。選定した者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約の手続により、業務委託契約を締結する。

13 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託単価契約書約款は、宇治市総務・市民協働部契約課で閲覧することができる。

15 その他

- (1) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- (2) 選定後に契約対象者との契約条件に係る協議において、提案内容から大幅な変更が生じた場合は、次点となる提案をした者を契約対象者とする。ただし、提案内

容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。

- (3) 契約後、本市がやむを得ないと認める理由により大幅な変更が発生した場合は、代案及び契約金額の変更等について協議を行う。
- (4) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

(別紙)

企業版ふるさと納税業務委託 採点表

選定評価項目	評価の着目点	点数
実施体制(5点)	業務を確実に実施できる組織体制となっているか。 適正な人数のスタッフ及び責任体制が確保されているか。	5
類似業務の実績(25点)	同様の類似業務の実績があるか。 (過去3年度 件数)	5
	同様の類似業務の実績があるか。 (過去3年度 金額)	10
	過去の類似業務の経験を持つ職員を本業務に配置できるか。	10
市の取組等に対する理解(25点)	地方創生の意義、本業務に関わる制度について必要な知見を有しているか。	5
	宇治市の魅力やまちづくりの現状について十分理解しているか。	5
	他の自治体の状況や類似業務の動向を踏まえ、宇治市への寄附が集まるような工夫がされているか	15
寄附見込企業の選定(30点)	寄附獲得に関する知見やノウハウを有しているか。	5
	豊富な顧客や独自のネットワークを活かした提案がされているか。	5
	これまでの実績に基づき宇治市への寄附実現につながる具体的な企業選定方法及び寄附目標額が提案されているか。	20
業務スケジュール(15点)	早期の寄附受納に向けて迅速かつ適切なスケジュールとなっているか。	15
見積額	予定価格内の見積額になっているか	可否
評価合計		100

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務の目的

宇治市における地域課題の解決に向けて、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用したプロジェクトの企画立案を支援するとともに、当制度による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行うことで、寄附を獲得することを目的とする。

3. 委託業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 寄附企業に対するベネフィットの整理・検討
- (2) 企業版ふるさと納税による寄附を行う可能性のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対する宇治市の事業紹介及び紹介方法の提案。
- (3) 寄附見込企業の新規開拓及び宇治市への寄附見込企業の紹介。
- (4) 前各号のほか、宇治市の寄附獲得に資する支援。

5. 委託料

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、寄附額に委託料率（%、消費税相当額含む）を乗じた金額とする。

6. 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし書面により宇治市の承諾を得た場合は、この限りでない。

7. 報告及び検査

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に宇治市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、企画提案内容を踏まえた上で受託者との協議により定めるものとする。

8. 情報セキュリティの確保

- (1) 委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリ

ティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

- (2) 受託者は個人情報の保護に関する法律及び宇治市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する処置を講じるとともに、宇治市に書面で状況を報告し、指示を受けること。

9. 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、宇治市、寄附見込企業、又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

10. その他

- (1) プロポーザルでの提案書及び協議における決定事項は仕様書に含むものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、宇治市と協議すること。
- (3) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、宇治市と協議の上対応すること。